

～利用者保護等に関するお知らせ～

◆前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。

◆万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができません。

◆当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

◆当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・日本割賦保証株式会社
- ・三井住友信託銀行株式会社
- ・株式会社京都銀行
- ・株式会社あおぞら銀行
- ・株式会社百五銀行

～無権限取引への対応方針～

当社が発行する近鉄グループ商品券、全国百貨店共通商品券、近鉄ギフトカードおよび百貨店ギフトカード等の紛失・盗難等に関しましては、当社は一切の責を負いませんので、管理には十分ご注意ください。